

平成 31 年度税制改正大綱が決定しました。

新年あけましておめでとうございます。平成 31 年の年頭にあたり、皆様に謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

平成 31 年度税制改正のポイント

《個人所得税》

① 住宅ローン控除の拡充

消費税率 10%が適用される住宅取得等について、控除期間を 3 年延長するなどの措置がとられます。

② ふるさと納税の見直し。

③ 子どもの貧困に対応するための個人住民税の非課税措置

子どもの貧困に対応するため、一定の条件のもとに、前年の合計所得金額が 135 万円以下であるひとり親に対し、個人住民税を非課税とする措置がとられます。

《資産課税》

① 個人事業者の事業承継税制の創設等

新たな個人事業者の事業承継税制を 10 年間の時限措置として創設する。

② 教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置の見直し

教育資金の一括贈与非課税措置について、受贈者の所得要件設定や使途の見直しを行う一方、30 歳以上の就学継続には適用期限を 2 年延長する。

《法人課税》

① イノベーション促進のための研究開発税制の見直し

オープンイノベーション型について、大企業や研究開発型ベンチャーに対する一定の委託研究等を対象に追加するとともに、控除上限を法人税額の 10%に引き上げるなど。

② 中堅・中小企業による設備投資等の支援

中小企業者等の法人税の軽減税率の特例及び中小企業向け投資促進税制の延長など。

《車体課税の見直し》

① 小型自動車を中心にすべての税率区分において自動車税の税率を引き下げる。

② エコカー減税（自動車取得税・自動車重量税）の軽減割合等の見直しなど。